

団体がん一時金保険

会社付保

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

カフェテリア5ptを活用して
がんのリスクに備えましょう!

ポイント利用だから…

**保険料の自己負担は
ありません!**

▶ こんな場合
にお役に
立ちます!



医師の診断により
被保険者がCTまたは
MRIを使用した
検査を受けた場合



精密検査等により
がんが診断確定
された場合

会社付保 お手続き方法の流れ(期首申請期間のみ)



「新規加入」も「継続加入」もお手続きできるのは4月の期首申請時だけ!

保険期間 ▶ 2026年9月1日～2027年9月1日

取扱代理店

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

病気の早期発見につながる?

CT・MRI検査一時金のおすすめ



〈CT・MRI検査とは〉

CT・MRI検査とは、骨折や腫瘍、血管の問題、脳や内臓の異常など、通常のレントゲンでは見つけにくい病気の早期発見、適切な治療の開始に役立つ検査であり、年間で数百～数千万件ほど実施されています。具体的には、以下のような疾病の発見に役立ちます。



1. 脳の異常

脳卒中や脳出血、脳腫瘍の診断、頭部のけがによる損傷の評価

2. がんの発見

肺がん、肝臓がん、腎臓がんなどの腫瘍の検出、がんの広がりや転移の評価

3. 心臓や血管の異常

心臓の冠動脈病変の検出、大動脈瘤や動脈硬化の診断

4. 腹部や骨盤の問題

腸閉塞、炎症性疾患(例:クローン病)の診断、腹部の腫瘍や内臓の異常の評価

5. 骨や関節の異常

骨折や関節の損傷の詳細な評価、関節炎や椎間板ヘルニアの診断

補償内容

CT・MRI検査一時金

より検査を受診しやすく

- 被保険者 加入対象者ご本人
- お支払い要件 健康診断を受診し、要精密検査や再検査に該当した場合の精密検査や、体調不良に起因する精密検査など、健康保険の対象となるCT・MRI検査を受けた場合
- 保険金額 一時金 30,000円 ※保険期間中、1回に限ります。
- 付帯サービス ドクターが薦める専門医の情報提供サービス 受診手配サービス



がんの再発・転移も補償の対象

がん診断一時金

一時金の給付で治療に備える

- 被保険者 加入対象者ご本人
- お支払い要件 医師によって、がん(悪性新生物)に罹患したことが診断され、治療が開始された場合に、一時金をお支払いいたします。(上皮内がんも対象) ※保険期間中にがんと診断された場合に限りです。
- 保険金額 一時金 500,000円 ※保険期間中、1回に限ります。



病気の早期発見や最適な治療の選択につながる特約・サービスにより、



までの病気に対する備えを一貫して提供します。

会社付保 と 団体がん保険(任意加入) をセットでご加入いただくことで、より補償が充実します。

	検査	診断	治療					
補償内容	CT・MRI検査一時金	がん診断時一時金	入院	通院	手術	放射線治療	抗がん剤治療	先進医療費用
会社付保	3万円	50万円	×	×	×	×	×	×
団体がん保険(任意加入)	×	○	○	○	○	○	○	○

団体がん保険(任意加入)のお申込み、商品内容の確認はWEBでカンタン!

NTTグループ向けポータルサイトN-Biz Life Stationからお申込みいただけます。または、下記のURLまたは二次元コードからアクセスしてください。
https://www.ki-ra-ra.jp/personal/dantai_gan_insurance_new/



よくあるご質問

Q1 カフェテリアメニューの期首申請以外の時期に加入手続きをすることはできますか？

A1 できません。期首申請時(4月)のみのお手続きとなります。
(保険期間は9月1日から1年間)



Q2 家族も加入できますか？

A2 社員ご本人のみの加入となります。



Q3 NTTグループ内で転籍した場合や退職した場合はどうなりますか？

A3 転籍: 保険の満期(9/1)まで補償が継続されます。
ただし、カフェテリア制度対象外会社へ転籍した場合は、次年度のご継続はできません。
退職: 保険の満期(9/1)まで補償が継続されます。(次年度のご継続はできません)
(例)2027年3月に退職した場合、2027年9月1日までは補償は継続され、2027年9月1日以降は補償が終了します。

Q4 次年度以降も補償を継続させるためには、どうすればよいですか？

A4 毎年カフェテリアメニューの期首申請時にポイント申請と加入申込みが必要です。
(お手続きがない場合は、次年度(9月1日から1年間)の補償はありません。)
継続して加入いただければ健康告知は不要です。

Q5 加入していたが、次年度は継続しなかった。その後、再度加入したが、加入できますか？

A5 再加入いただくことは可能です。
再度健康告知をしていただき、告知事項に該当しなければ加入いただけます。



Q6 がん診断時一時金は一度しか補償されませんか？

A6 がんの再発・転移も補償対象のため複数回補償を受けることができます。
(保険期間中、1回に限ります)

Q7 団体がん保険(任意加入)に加入するにはどうしたらいいですか？

A7 NTTグループ向けポータルサイトN-Biz Life Stationからお申込みいただけます。
または、下記のURLまたは二次元コードからアクセスしてください。
https://www.ki-ra-ra.jp/personal/dantai_gan_insurance_new/



Q8 保険金を請求するにはどうすればよいですか？

A8 裏表紙の右記をご確認ください。

遅滞なく右記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、
インターネット事故受付が
簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」
こちらからアクセスできます。



※「連絡事項等」欄に社員番号をご入力ください。

保険のあらまし

▶ 商品の仕組み

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 普通保険約款にCT・MRI検査一時金補償特約、がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約をセットしたものです。

▶ 保険期間

2026年9月1日午後4時から2027年9月1日午後4時まで

▶ 保険契約者

NTT株式会社

▶ 加入対象者

NTTグループ福利厚生カフェテリアポイント制度で
団体がん一時金保険<会社付保>を申請した在籍者

▶ 被保険者

加入対象者ご本人

▶ 割引率について

現在の団体割引は30%を適用しております。

▶ 引受条件(保険金額等)

引受条件(保険金額)、対象期間、ご加入いただける加入者(被保険者)の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

▶ 加入方法

- ① 期首申請時に、N-Biz Life Stationにて、「団体がん一時金保険<会社付保>」のポイント申請をしてください。
- ② ポイント申請WEB画面のリンク先にある、「団体がん一時金保険<会社付保>申込フォーム」から加入申込みをしてください。

▶ 新規申込・継続手続き期間

当該年度のカフェテリアプランの期首申請期間と同じ

▶ 団体割引

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数(被保険数)が2名を下回った場合は、この団体契約者成立しませんので、ご了承ください。

▶ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。



保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	次のいずれかのがん*と診断確定された場合 (保険期間中にがん*と診断確定された場合に限ります。) ①保険期間の開始時 ^(※1) 以降に初めて罹患したがん ②再発したがん ^(※2) ③転移したがん ^(※3) ④既払がん ^(※4) とは全く別のがん (注)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、前回の保険金支払事由が当日 ^(※5) から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (※1)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (※2)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (※3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器 ^(※6) に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (※4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがん*と診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (※5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがん*と診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (※6)同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	がん診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、被保険者ががん*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がん*と診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注3)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は下記<代理請求人について>をご覧ください。 ●代理請求人について 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(*) 等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられた方にも必ずご説明ください。 (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(*) 」 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者 ^(*) 」または「上記②以外の3親等内の親族」 (※)法律上の配偶者に限ります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*^(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん^(※1) ●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)*に該当するがん^(※2) など (注)保険期間の開始時 ^(※3) より前に発病*したがんについては保険金をお支払いしません。 ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がん*と診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少くないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2)そのがん*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※3)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	保険期間中に日本国内においてCT検査 ^(※1) またはMRI検査 ^(※2) を受けた場合 (健康診断や検診等の自由診療のために受けたCT検査 ^(※1) またはMRI検査 ^(※2) は除きます。) (※1)「CT検査」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、コンピューター断層撮影(CT撮影)として算定されるCT検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。 (※2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)として算定されるMRI検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。	CT・MRI検査一時金額の全額 (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気 ^(*) を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、CT・MRI検査一時金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガ*の原因となった事故発生の時または病気 ^(*) を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気 ^(*) を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※)CT検査またはMRI検査を受ける原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*^(※1) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)*^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)* ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常^(※3))の場合は、保険金をお支払いします。)* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。)* など (次ページに続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット			(前ページより続き) (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に被ったケガまたは発病*した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(*) を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少くないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※5)CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

メディカルナビゲーションサービス



本契約の加入者専用で無償サービスである

「**メディカルナビゲーション**」を提供します。

ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。

補償内容の詳細については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

サービス内容

◆「ドクターが薦める専門医^{※1}」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

◆受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合で、主治医がその病気の専門医の伝手がない等の理由で紹介を受けられない場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

サービス
受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、
ご加入後にお送りするメールにてご確認ください。

受付時間

月曜～土曜 9:00～18:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

ご利用の対象者

ご加入者さま本人 ※メディカルナビゲーションサービスはティーパック(株)提供のサービスです。

ご利用に際して

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。詳細はティーパック(株)ホームページよりご確認ください。

こちらからアクセスできます。

<https://www.t-pec.co.jp/notice/>



お問い合わせ先

この保険商品に関するお問い合わせ先

代理店・扱者

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦 1-2-1 シーバンスN館
カスタマーサポートセンター

 **0120-590-251**

音声ガイダンス3番を選んでください。
お電話でのご照会の場合、加入者ご本人さまであることを確認させていただきます。



受付時間

平日 午前9:00～午後4:00
(土・日・祝日はお休みさせていただきます。)

詳しくは
WEBから

きらら保険

検索

<https://www.ki-ra-ra.jp/>

事故に関するお問い合わせ先

遅滞なく右記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、
インターネット事故受付が
簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」
こちらからアクセスできます。



※「連絡事項等」欄に社員番号をご入力ください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第三部 情報通信事業室

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台4-6 (御茶ノ水ソラシティ22階)

